

各都道府県建設業協会
会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 浅沼 健一
〔公印省略〕

消費税率の引上げに伴う消費税転嫁対策特別措置法
及び建設業法の遵守について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、本会の活動に格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 25 年 11 月 18 日付にて国土建推第 26 号「消費税率の引上げに伴う消費税転嫁対策特別措置法及び建設業法の遵守について」が発出されました。平成 26 年 4 月 1 日からの消費税率の引き上げに伴い、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（消費税転嫁対策特別措置法）が制定・施行され、建設工事においては元請負人及び下請負人のそれぞれが同法を遵守すべきこと、また、同法の適用対象外の場合であっても、消費税率の引き上げに際して適正な建設工事の請負契約の締結及び代金の支払いが行われるためには、建設業法を遵守する必要があること等につき、理解の促進及び周知の徹底を図ることを目的とした通達となっております。

つきましては、本通達及び参考の資料を送信いたしますので、貴会会員企業に対してのご周知をいただきますようお願い申し上げます。

敬具

【送信文書及び資料】

- (1) 国土建推第 26 号 消費税率の引上げに伴う消費税転嫁対策特別措置法及び建設業法の遵守について
- (2) 別添 1 消費税率の引き上げに伴う消費税転嫁対策特別措置法及び建設業法の遵守に関する留意事項
- (3) 別添 2 建設産業における転嫁対策について
- (4) 別添 3 消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について
- (5) 別添 4 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置について
- (6) 別添 5 消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について
- (7) 参考資料 消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方
- (8) 参考資料 消費税の円滑かつ適正な転嫁のために
- (9) 参考資料 建設産業における消費税の転嫁対策について

【担当】

事業部 平澤

TEL : 03-3551-9396

FAX : 03-3555-3218

Email : jigyo@zenken-net.or.jp